

米国における強制実施権制度の概要

1. 実定法上の強制実施

(1) 強制実施規定

- ・米国では、実定法上、強制実施権を認める一般的な規定はないものの、私有財産を公共の用に供する観点から、連邦政府による強制実施権に関する規定（政府使用及び介入権）がある。また、個別法（原子力法、大気汚染防止法、植物新品種保護法、半導体集積回路保護法、テネシー峡谷開発公社法）においては、強制実施権に関する規定が設けられている。
- ・下記の個別法等に規定された場合を除き、行政府が実施権を第三者に付与することはできない。

政府使用（28 U.S.C. §1498）

- ・連邦政府に対し、特許権者の許諾を得ることなく、特許発明を実施する権利が与えられる。
- ・この場合、特許権者には、連邦政府の実施に対する合理的、かつ、十分な補償を請求するための訴訟を提起する権利が認められているが、特許発明の使用差止請求権は認められていない（なお、連邦政府に対する全ての特許訴訟は、連邦請求裁判所（U.S. Court of Federal Claims）にて行われる。）

介入権（March in right）（35 U.S.C. §203）

- ・国費を原資として得られた特許権に関しては、連邦政府は以下の場合に、特許権者に対して第三者又は連邦政府自身にライセンスを許諾するよう求めることができる。
 - （a）特許権者が相当期間にわたり、当該特許発明を実用化するための効果的な措置を取らなかった場合。
 - （b）介入権の行使が公衆衛生又は公共の安全上の理由から必要な場合。
 - （c）公共の使用に関する規則により求められる場合。

個別法

- （a）原子力エネルギー法（42 U.S.C. §2183）
特許対象となっている発明や発見が、特殊な核物質や原子力の生産や利用において極めて重要である場合。
- （b）大気汚染防止法（42 U.S.C. §7608）
大気汚染を減少させるための装置に係る特許発明について、その特許発明に対する合理的な代替方法がなく、その特許発明を実施できないことにより競争が相当阻害される場合。
- （c）植物新品種保護法（7 U.S.C. §2404）
植物品種保護証（農務省により付与される特許証と同様の権利）により保護された種苗について、合衆国内における十分な食糧の供給を確保することを目的とし、権利者が合理的な価格で公衆の需要に応じることができない場合。
- （d）半導体集積回路保護法（17 U.S.C. §907）
善意の買主が半導体集積回路製品に化体したマスク・ワークに関する保護に対する警告書を送付される前に侵害行為がなされていた場合。

(e) テネシー峡谷開発公社法 (16 U.S.C. §831r)

テネシー峡谷開発公社が、固定窒素や肥料の必須成分の生産に関する最も有効かつ経済的な方法を採用したり、水力発電の生産性を向上させるなどに必要な場合。

(2) 強制実施権に関連した事例

- ・個別法の規定に基づき強制実施権が設定された事例はないものの、政府使用のための強制実施権が設定された例がある。
- ・政府使用のための強制実施権については、国防に直接関係した場合¹や連邦政府が行う廃鉱の埋立て²や公道の建設³など、連邦政府により行われるいかなる使用にも適用可能とされている。

2. 裁判所による差止請求の制限

- ・上記のような実定法上の規定に従って強制実施権が設定される以外に、特許侵害訴訟の判決において、特許権者勝訴の場合であっても、公衆衛生上の利益を損なう場合や国民の安全や環境に関わる場合において、裁判所が特許権者の差止請求を棄却する場合がある。

City of Milwaukee v. Activated Sludge, 69 F.2d 577, 593 (7th Cir. 1934)

[判示事項]

- 判決では、差止めが命じられれば、下水処理施設は閉鎖され大量の未処理の下水をミシガン湖に流入させることになり、水質汚染や隣接する地域住民の健康や生命を危険にさらすことになるため、差止請求については却下する。

[事件概要]

本事件は、下水処理技術に関する特許を有する Activated Sludge 社が Milwaukee 市の下水処理施設の特許侵害に対し、損害賠償と特許発明の使用差止めを求めた事案である。裁判所は、原告が裁判所の決めた金額の損害賠償を得ており、また差止めが認められれば技術進歩が相当遅れることになることから、さらに 50 万人以上の健康と生命に関わる問題であるとして、原告の差止請求を退けた。

Vitamin Technologists, Inc. v. Wisconsin Alumni Research Foundation, 146 F.2d 941, 64 USPQ 285 (9th Cir. 1944).

[判示事項]

- 判決において、当該特許は無効又は実施不可能なものと判示。
- しかし、裁判所は判決中において、差止めにより公衆衛生上の利益が損なわれる場合には、差止請求は否定されるべきとの考えを提示。

[事件概要]

本事件は、ビタミン D の含有量増加を目的として、食物へ放射線を照射する方法に係る特許に関する事案である。この放射線照射処理は、ビタミン D 欠乏症に起因する佝僂（くる）病患者の減少に役立つものであった。特に、ビタミン D 強化マーガリンは、バターよりも安価なマーガリンの方が入手しやすいこともあり、貧困者にとって重要なものであった。しかし、特許権者は、明らかに酪農産業と関係を有していたため、同特許のマーガリン生産者へのライセンスを拒絶した。

¹ Brunswick Corp. v. United States, 152 F.3d 946 (Fed. Cir. 1998) (軍の設備に使用するためのカモフラージュ用スクリーンに関する特許発明)、McCreary v. United States, 114 F.3d 1206 (Fed. Cir. 1997) (海軍の強襲揚陸艇においてホバークラフトに関する特許発明)、Gargoyles, Inc. v. United States, 113 F.3d 1572 (Fed. Cir. 1997) (弾道及びレーザーから目を守るための保護具に関する特許発明)。

² Dow Chemical Co. v. United States, 226 F.3d 1334 (Fed. Cir. 2000).

³ Levine v. United States, 76 F. Supp. 716 (Ct. Cl. 1948).

Schneider(Europe)AG v. SciMed Life Systems, Inc. 852 F. Supp.813(D. Minn.1994)

[判示事項]

- 侵害の有無については SciMed 社製品の特許侵害を認定。
- しかし、医師の混乱を最小源にするため、判決から 1 年間の移行期間をおき差止命令を下し、その移行期間中、SciMed 社は Shneider 社に対し売上の 15% のロイヤリティを支払うよう判示。

[事件概要]

本事件は、冠状動脈疾患 (CAD) の治療に用いられるバルーン拡張カテーテルに係る特許発明についての独占実施権を有する Shneider 社が、SciMed 社の製品に当該特許発明が使用されているとして損害賠償と SciMed 社の製品の差止めを求めた事案である。裁判においては、SciMed 社の特許侵害品が、市場で発売されている他のカテーテルより安全面又は客観的に優れている証拠はないとしながら、一部の医師が当該特許侵害品を愛用している事実を認定し、移行期間において差止命令を下した。

3. 法改正の動向

- ・ 以下のとおり、議会に対し強制実施権に関する法案が提出されているが、これらの法案はいずれも成立していない。

- ・ 第 106 議会 (1999 年 ~ 2000 年)

公衆衛生に関係する特定の特許発明について、特許権者によって公衆の要望が十分満たされない公衆衛生関係の発明を対象として、強制実施の宣言を行う権限を米国厚生省長官に付与する旨を規定した法案 (H.R.2927) が提出された。

- ・ 第 107 議会 (2001 年 ~ 2002 年)

米国厚生省長官が公衆衛生上の緊急事態に必要であると判断した場合には、特許権者の許諾なく政府に特許権を使用させることができる旨を規定した法案 (H.R.3235) が提出された。